

# 令和6年度第1回 川口市総合教育会議

日 時 令和6年8月9日（金） 午前10時

場 所 市役所第一本庁舎601大会議室

## 目 次

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋版・・・・・・・・・・ P 1

川口市総合教育会議運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

### 【議 事】

(1) 次代を見据えた市立学校（園）の在り方について

ア 小中学校の適正規模適正配置について・・・・・・・・・・・・ P 4

イ 市立幼稚園の現状と今後の課題について・・・・・・・・・・・・ P 6

ウ 市立高校における開校以来の成果と今後の課題について・・・ P 9

(2) 校外教育（大貫海浜学園及び水上少年自然の家）の

現状と今後の課題について・・・・・・・・ P 12

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋版）

### （総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）地方公共団体の長

（2）教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 川口市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川口市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議の招集及び進行)

第3条 会議は、市長が招集する。また、進行は、教育委員会事務局の職員が務めるものとする。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

### (会議の通知及び告示)

第4条 市長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき議事を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

- 2 構成員は、招集の当日、指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。
- 3 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに市長に届け出なければならない。

### (会議の運営)

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、出席構成員の過半数があるときと認めるときは、会期を延長することができる。

第6条 構成員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力しなければならない。

- 2 会議において調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### (意見聴取)

第7条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第8条 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(傍聴)

第9条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(会議録)

第10条 市長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1)開催日時及び場所

(2)出席者の職・氏名

(3)議題及び議事の要旨

(4)その他市長が必要があると認めた事項

2 会議録は、市長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

(事務局)

第11条 会議の事務局を子ども部及び教育委員会事務局に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月2日から施行する。

## ア 小中学校の適正規模適正配置について

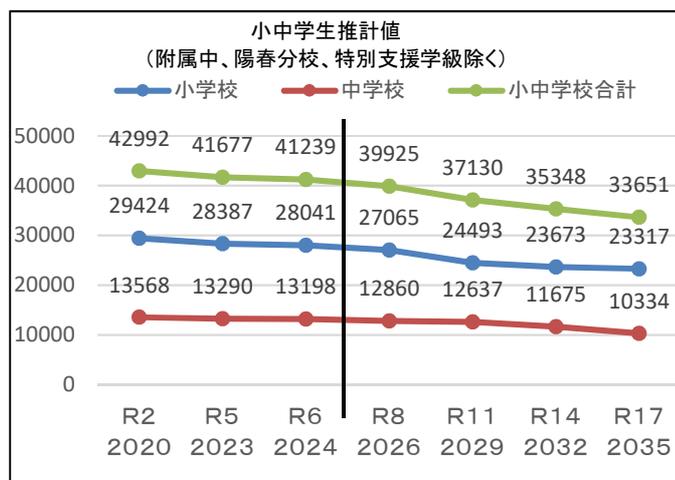
### （ア）現状と課題

本市の小中学校に通う児童生徒数は、令和2年をピークにゆるやかな減少傾向にあり、令和6年度についても前年度と比較して小学校で約300人、中学校で約100人の減少が見られた。

この状況は、地域性に偏りはあるものの、全市的に考えると今後一層加速していくことが予想される。

将来的に児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進んでいく中、本市に必要な学校数や在籍する児童生徒数の適正化を進めて行くことは不可欠な課題である。

そのため、長期的な計画に基づいて本市小中学校の在り方を検討し、今後の教育環境の維持向上に努めていく必要がある。



本市児童生徒数の推計値（教育局学務課）

### （イ）これまでの検討経過

令和6年4月、教育局内に「川口市立小中学校在り方検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、全市的な学校再編と施設更新との連動などの諸課題について検討を開始した。

- |        |      |   |
|--------|------|---|
| a 委員構成 | 委員長  | 副教育長  |
|        | 副委員長 | 学校教育部長  |
|        | 委員   | 教育総務部長、教育総務課長、庶務課長、学務課長、指導課長、学校保健課長、学務課主幹、指導課主幹、指導課教育研究所副所長 |
|        | 事務局  | 学務課 教育政策担当、学事係  |
| b 検討内容 | 第1回  | 本市児童生徒数の現状及び今後の見通しについて<br>適正規模適正配置に係る現状及び課題について             |
|        | 第2回  | 「(仮称) 川口市立小中学校在り方審議会」について<br>「小中学校適正規模適正配置基本方針」の改定について      |
|        | 第3回  | (仮称) 川口市立小中学校在り方審議会の委員について                                  |

### （ウ）今後について

#### a 附属機関の設置

##### （a）附属機関の概要

今年度中に有識者や公募により組織する「(仮称) 川口市立小中学校在り方審議会」（以下、審議会）を設置し、教育委員会から本市の学校再編に関する諮問に対し、2年程度の審議期間を設け答申を受けるよう進めていく。

（b）審議内容（予定）

- ①学校再編計画の作成にあたり、既存の「小中学校適正規模適正配置基本方針（改定版）」に、義務教育学校等の設置や通学距離及び方法の基準を加えるなどの見直しを行い、市としての合理的な学校設置の在り方の基準を示す。
- ②今後の川口市にとって必要な市立学校の在り方に加え、具体的な学校数を精査し、統廃合の方向性を定めるための学校再編に関わる考え方を整理する。

（c）委員構成

学識経験者、知識経験者、公募等による市民、市立学校の校長、学校教育関係者の合計15人程度

（d）今後のスケジュール

設置予定期間 令和7年1月～令和8年12月（2年間）

令和 6年 9月	市議会へ条例案を提出 (10月1日 施行予定)
10月～12月	委員の推薦・公募・選定
令和 7年 1月～	審議会（2年間で10回程度）
8月	中間報告 … 【(b) 審議内容①について】
10月	小中学校適正規模適正配置基本方針（令和7年改定版）の作成（教育委員会）
令和 8年 12月	答申 … 【(b) 審議内容②について】
令和 9年 3月	学校再編計画（案）の作成（教育委員会）
令和 10年 3月	学校再編計画の策定完了（教育委員会）
令和 10年 4月～	周知期間、具体的な再編地域の計画作成
令和 13年 4月～	計画に基づいた学校再編の着手

b 学校再編の方向性

小規模校の統廃合だけでなく、同じ地域の小学校と中学校を併せた義務教育学校の新設や、学校施設の老朽化に伴う建替え時期との連動及び公民館等の公共施設との合築・複合化も含めて検討を進めていく。

※義務教育学校…小学校から中学校までの義務教育9年間を一貫して行うことを趣旨に制度化された学校の形態

## イ 市立幼稚園の現状と今後の課題について

### （ア）市立幼稚園の現状

#### a 市内未就学児（３歳～５歳）の状況

本市の子どもの人口は減少傾向にあり、令和５年５月１日現在、市内在住の未就学児のうち３歳から５歳の人口は13,604人である。また、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園の在園児数（市外通園児含む）は、幼稚園が6,305人と最も多く、次いで認可保育所5,969人、認定こども園1,032人となっている。

（単位：人）

区分	幼稚園			認可保育所			認定こども園/4園
	市立/2園	私立/37園		市立/40園	私立/93園		
3歳	1,912	29	1,883	1,990	807	1,183	323
4歳	2,085	24	2,061	2,009	857	1,152	349
5歳	2,308	37	2,271	1,970	868	1,102	360
計	6,305	90	6,215	5,969	2,532	3,437	1,032

（幼稚園・認定こども園）令和５年度学校基本調査・（認可保育所）保育幼稚園課資料より

#### b 市立幼稚園２園の園児数の推移

令和５年５月１日現在の３歳から５歳の人数は令和元年同日時点より11.8%減少し、13,604人、市内私立幼稚園の園児数は32.4%減少し、6,215人となっている。

舟戸幼稚園・南平幼稚園の園児数も年々減少し、令和５年度は令和元年度より41.6%減の90人となり、定員210人に対する在籍率は42.9%となった。令和６年５月１日現在は、園児数81人、在籍率は38.6%となっている。

（単位：人）

		市内人口	私立幼稚園		市立幼稚園						
			園児	定員(在籍率)	舟戸幼稚園		南平幼稚園		園児	定員(在籍率)	
					園児	定員(在籍率)	園児	定員(在籍率)			
元年度	3歳	5,155	2,882	11,260 (81.6%)	—	—	—	—	—	—	—
	4歳	5,151	3,095		63	140(45.0%)	27	70(38.6%)	36	70(51.4%)	
	5歳	5,116	3,213		91	140(65.0%)	53	70(75.7%)	38	70(54.3%)	
	計	15,422	9,190		154	280(55.0%)	80	140(57.1%)	74	140(52.9%)	
5年度	3歳	4,411	1,883	9,910 (62.7%)	29	70(41.4%)	17	35(48.6%)	12	35(34.3%)	
	4歳	4,540	2,061		24	70(34.3%)	13	35(37.1%)	11	35(31.4%)	
	5歳	4,653	2,271		37	70(52.9%)	18	35(51.4%)	19	35(54.3%)	
	計	13,604	6,215		90	210(42.9%)	48	105(45.7%)	42	105(40.0%)	
対比		-11.8%	-32.4%		-41.6%						

学校基本調査より（各年度５月１日現在）

（イ）これまでの取り組み

市立幼稚園在園児の保護者のニーズを把握するため、令和元年6月にアンケート調査を実施したところ、回答者137人のうち、市立幼稚園を選んだ理由として最も多かった項目は「保育内容」（98.5%）、次いで「先生」（97.8%）、「保育料」（92.0%）との結果となった。幼稚園への要望上位3項目は、「延長保育」（75.9%）、「3年保育」（69.3%）、「送迎バス・駐車場」（67.2%）となり、このうち、「3年保育」については、人員配置及び施設運営面、予算面で実施可能かつ施策効果が期待できることから、令和3年度より実施している。

回答者137人（複数回答）

公立幼稚園を選んだ理由	1 保育内容	135人（98.5%）
	2 先生	134人（97.8%）
	3 保育料	126人（92.0%）
幼稚園への要望	1 延長保育	104人（75.9%）
	2 3年保育	95人（69.3%）
	3 送迎バス・駐車場	92人（67.2%）

在園児童保護者のアンケート調査（令和元年6月）より

（ウ）今後の検討内容について

a 市立幼稚園の役割

舟戸幼稚園は昭和26年、南平幼稚園は昭和50年と、それぞれ、戦後復興・高度経済成長を背景とした第1次・第2次ベビーブーム期に創立され、幼児教育の側面から本市の発展を支えてきた。

近年、2園の園児数は減少しているが、人格形成の基礎を担う教育機関としての役割と、小・中・高等学校80校を擁する市立ならではの特色を有している。

- （a）幼小中連携教育の推進、小学校への円滑な接続を図る教育体制
- （b）幼稚園教育要領に則した生きる力の基礎を育む保育の実施（体験を通した主体性重視の質の高い教育等）
- （c）特別な支援を要する子どもの受け入れ（心身への配慮・外国籍等）

b 市立幼稚園の今後の方向性

市立幼稚園は、子育て世代の幼児教育の選択肢の一つとなっているが、少子化や幼児教育・保育無償化の影響等による園児数減少を踏まえ、今後の在り方を検討すべき時期にある。令和4年度、行政評価外部委員会において幼稚園費が対象となり、園の存続について抜本的な見直しを含め検討する必要があるのではないかと指摘を受けた。

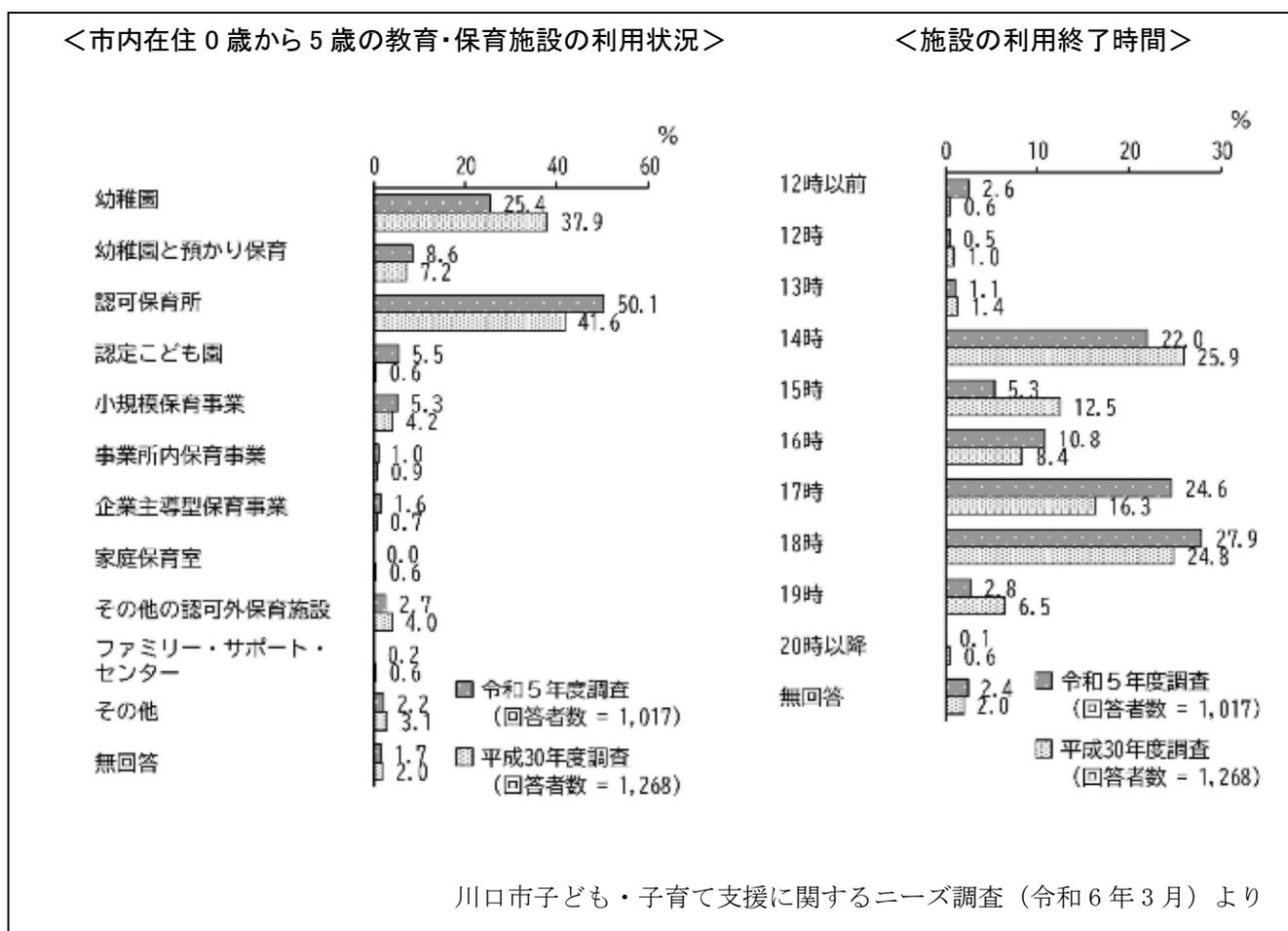
これを受け、令和4年12月に教育局内で検討委員会を立ち上げ、令和5年度末まで、会議を計6回行い、課題解決に向けた方向性や在り方に関する協議を行った。

- （a）委員構成
  - 委員長 学校教育部長
  - 委員 庶務課長、学務課長、指導課長、学校保健課長、学務課主幹、指導課主幹、教育研究所副所長、教育総務課長

（b）協議内容

- ①外部評価委員会の結果を踏まえた諸課題の検討
- ②他自治体アンケートによる事例研究
- ③今後の方向性案の検討（継続・統合・閉園） など

今後の方向性の検討にあたっては、子育て世代の教育・保育ニーズの状況も重要な情報となる。令和5年度に実施された「川口市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における市内在住0歳から5歳の教育・保育施設の利用状況をみると、「認可保育所」が50.1%、「幼稚園」の割合は25.4%であり、平成30年度の調査結果と比べ、「認可保育所」が増加し、「幼稚園」が減少した。また、施設の利用終了時間については、「18時」27.9%、「17時」24.6%となっており、平成30年度調査と比べ、遅い時間の割合が増加し、「14時」「15時」等早い時間が減少している。



現在、本市では、学校の適正規模・適正配置に向けて準備を進めているが、市立幼稚園についても、今後の在り方について、園児数の推移、施設の老朽化、社会情勢、市民ニーズ、及び本市の財政状況等を総合的に勘案し、引き続き慎重に検討を進める必要がある。

## ウ 市立高校における開校以来の成果と今後の課題について

### （ア）全日制

#### a 入試状況について

開校以来、どの課程・コースにおいても、令和５年度まで高い倍率を維持している。普通科については、令和６年度に倍率は低下したが、令和７年度は、募集人員を１クラス４０人分減員する予定のため、回復見込みである。

<参考>全日制入試倍率（過去６年間）

	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
理数科	2.05	1.43	2.05	1.78	1.98	1.56
普通科	1.51	1.20	1.71	1.81	1.93	1.26
スポーツ科学コース	1.51	1.21	1.50	1.25	1.55	1.64

※令和６年度埼玉県公立高等学校普通科 平均倍率 1.17

#### b 各課程・コースの状況について

##### （a）理数科

国公立大学や難関私立大学（医歯薬理工系）へ進学し、研究者や専門家、医師などを目指す学科である。授業に加えて、各種の研修等を通じ先端科学技術や研究者と接することで、大学卒業後の将来を見据えた科学技術人材の育成を行っている。

また、令和４年度よりスーパーサイエンスハイスクールに国から指定され、先進的な理数教育を実践するとともに、生徒が自身の興味関心に基づいて探究を行う「課題研究」を実施している。

なお、「課題研究」の取り組みは、普通科、スポーツ科学コースへも普及するよう取り組んでいる。

##### （b）普通科

知・徳・体に優れ、グローバルな視野をもつ人材を育成し、将来地域のリーダーとして貢献する人物を育成するとともに、バランスの良いカリキュラムと丁寧な指導で、一人ひとりの個性、学力を伸ばす取り組みを行っている。

また、理数科と同様に、一般受験で国公立大学や難関大学への現役合格を目指す「特進クラス」を設置し、進路実現に向け、朝学習や土曜日補講など、学力向上に向け、より丁寧な指導を行っている。

##### （c）スポーツ科学コース

全力でスポーツ選手としての活動に取り組み、かつ大学等への進学を実現できるよう、文武両道の理念のもと指導を行っている。

c 進学実績について

(a) 国立大学等合格者

【旧三校の入学者】

平成30年度 8名、令和元年度 20名、

【開校後の入学者】

令和2年度 35名、令和3年度 50名、令和4年度 43名、  
令和5年度 59名

(b) 私立大学合格者

【旧三校の入学者】

早稲田大学、慶應大学合格者

平成30年度 1名、令和元年度 6名

明治大学、青山大学、立教大学、中央大学、法政大学、学習院大学合格者

平成30年度 46名、令和元年度 19名

【開校後の入学者】

早稲田大学、慶應大学合格者

令和2年度 1名、令和3年度 2名、令和4年度 3名

令和5年度 4名

明治大学、青山大学、立教大学、中央大学、法政大学、学習院大学合格者

令和2年度 58名、令和3年度 109名、令和4年度 85名、

令和5年度 125名

(イ) 定時制

a 入試状況について

川口市立高校の定時制は、前身である埼玉県川口実科工業学校、川口市立県陽高等学校に倣い働きながら学ぶ、勤労学生の育成を目的に設置したものである。入試においては、開校以来、毎年度募集定員を割る状況が続いている。

<参考>定時制入試倍率（過去5年度間）

年度度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
倍率（一般募集）	0.34	0.37	0.70	0.95	0.92	0.58
倍率（欠員補充後）	0.50	0.57	0.80	0.98	0.93	0.88

b 生徒の状況について

令和6年度の状況は、勤労学生数は、学校全体の1.6%とわずかな割合である。また、令和5年度の入学生の状況は、不登校等経験者が50%、外国籍の生徒が25%となっている。

c 今後の在り方について

時代とともに、在籍する生徒の状況は多様化しており、勤労学生の学びの場という定時制の目的は、設立当初と比べ、大きく変容している。

今後の定時制については、多様化している在籍生徒の状況も鑑みつつ、近隣の県立高等学校定時制の受け入れ状況等も勘案しながら、定時制の在り方について検討する必要がある。

<参考>令和6年度 近隣県立高等学校定時制空き状況（欠員補充前）

学校名	入学許可予定者数 (a)	実受検者数 (b)	合格者数 (c)	倍率(b)／(a)
川口工業	80人	21人	21人	0.26倍
浦和	40人	12人	12人	0.30倍
浦和第一女子	40人	18人	18人	0.45倍
戸田翔陽 I部	78人	116人	79人	1.49倍
II部	78人	118人	78人	1.51倍
III部	78人	52人	78人	0.67倍

## （２）校外教育（大貫海浜学園及び水上少年自然の家）の現状と 今後の課題について

### ア 校外教育の現状

#### （ア）大貫海浜学園

千葉県富津市において、昭和 15 年に開始し今年度で 84 年。

現在の建物は昭和 58 年 4 月に開館し、築 42 年目。

現在は、市内小学 5 年生を対象に校外教育を実施する施設。

令和 6 年度は、1 泊 2 日で実施。

#### （イ）水上少年自然の家

群馬県みなかみ町において、昭和 37 年に開始し今年度で 62 年。

現在の建物は平成 5 年 5 月に開館し、築 32 年目。

現在は、市内中学 2 年生を対象に校外教育を実施する施設。

令和 6 年度は、2 泊 3 日で実施。

### イ これまでの教育局内における検討経過

令和 3 年度に本市の外部評価委員会において、施設維持費等の観点から、校外教育の見直しを行うよう指摘を受けた。

また、現在の建物を整備してから、校外教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、気候や施設周辺の環境も大きく変化している。

こうした指摘や状況に鑑み、将来を見据え、令和 4 年 12 月に教育局内で検討委員会を立ち上げ、令和 5 年度末まで、本市小中学校で実施する校外教育の在り方について、計 6 回会議を開催した。

（ア）委員構成	委員長	学校教育部長
	副委員長	学務課長
	委員	庶務課長、指導課長、学校保健課長、 学務課主幹、指導課主幹、教育研究所副所長、 教育総務課長
	事務局	学務課管理係

### （イ）検討結果

#### a 大貫海浜学園

令和 8 年度より 3 年程度の移行期間を設け、現施設の使用は令和 10 年度末までとし、令和 11 年度からは現施設を使用しない新たな実施方法による校外教育への移行を目指すとした。

b 水上少年自然の家

現在の実施方法を維持しつつ、築50年を迎える令和24年度末までに、大貫海浜学園と同様に新たな方法での校外教育への移行を目指すとした。

ウ 今後の検討内容

校外教育の目的の達成のための方法を具体的に検討していく。

※校外教育の目的（学事事務提要 記載）

小学5年生…集団宿泊生活を通じて心身の調和的発達と個性の伸長を目指し、実践的態度と豊かな情操を養う。

中学2年生…豊かな環境の中で自然に親しみ、集団宿泊生活を通じて学校・家庭・地域では得がたい生活を体験する。様々な体験を通じて情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図る。